

議案第15号

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を、次のように制定する。

平成28年 2月25日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(守口市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 守口市国民健康保険条例（昭和34年守口市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第27条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例（昭和38年守口市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第19条の3第4項中「昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「平成26年法律第68号）第18条第1項」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例（昭和38年守口市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「平成26年法律第68号）第18条第1項」に改める。

(守口市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第4条 守口市消防団員等公務災害補償条例（昭和42年守口市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条中「異議申立」を「審査請求」に改める。

(守口市行政手続条例の一部改正)

第5条 守口市行政手続条例（平成11年守口市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第8号中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

(守口市市税条例の一部改正)

第6条 守口市市税条例（平成11年守口市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(守口市個人情報保護条例の一部改正)

第7条 守口市個人情報保護条例（平成11年守口市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第6号中「第27条」を「第28条」に改める。

第26条を削る。

第34条を第35条とし、第27条から第33条までを1条ずつ繰り下げ、第25条の次に次の2条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第26条 開示決定等に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第27条 開示決定等について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、守口市個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

（1） 審査請求が不適法であり、却下する場合

（2） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

（3） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

（4） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

（1） 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項において同じ。）

（2） 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（3） 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(守口市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第8条 守口市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年守口市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(守口市情報公開条例の一部改正)

第9条 守口市情報公開条例（平成26年守口市条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第7条第1号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

「第3章 不服申立て」を「第3章 審査請求」に改める。

第18条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第18条 公開決定等に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

第19条の見出しを「（審査会への諮問）」に改め、同条中「前条」を「前項」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る公開決定等」を「審査請求に係る公文書の公開」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

公開決定等について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、守口市情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

第20条の見出しを「（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）」に改め、同条中「又は決定」を削り、同条第1

号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「公開決定等」の次に「（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）」を加える。

第21条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第23条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第24条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第25条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

（守口市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正）

第10条 守口市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年守口市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち守口市個人情報保護条例第9条第2項第6号の改正規定中「第27条」を「第28条」に改め、同条例第34条を第36条とし、第27条から第33条までを2条ずつ繰り下げる改正規定中「第34条を第36条とし、第27条から第33条」を「第35条を第37条とし、第28条から第34条」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。